

神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国から交付される医療提供体制推進事業費補助金の一部を活用し、日インドネシア経済連携協定、日フィリピン経済連携協定及び日ベトナム交換公文に基づき入国する外国人看護師候補者（以下「候補者」という。）が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた神奈川県内の個々の施設（以下「受入施設」という。）における日本語の習得支援や就労研修支援を行うため、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「外国人看護師候補者就労研修支援事業」とは、受入施設が第1条の目的をもって以下の事業を実施するにあたり必要な経費を助成するものとする。

(1) 日本語習得支援事業

候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師の招聘など、候補者の日本語能力を向上させるために必要な措置を講ずる。

(2) 就労研修支援事業

候補者に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象は、次に掲げる経費とする。

- (1) 指導者経費（謝金、人件費、手当）
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）
- (5) 役務費（雑役務費、通信運搬費）
- (6) 備品購入費

2 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 基準額は次のとおりとする。

- | | | | |
|---|-------------|------------|-------|
| ア | 日本語習得支援事業経費 | 候補者1人当たり | 117千円 |
| イ | 就労研修支援事業経費 | 受入施設1か所あたり | 461千円 |

(2) 前号の規定により算出された額と第1項に定めた対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。

(3) 前号により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ないほうの額を交付額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)の提出期日は知事が別に定める。

2 規則第3条第2項第4号に規定する前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・申請額明細書(第2号様式)
- (2) 候補者別研修計画(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容または補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業を構成する事業間の経費の配分を補助事業費総額の20%以内に相当する額で変更する場合は、この限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る会計経理を明確にしなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(暴力団排除)

第5条の2 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更等の承認)

第6条 第5条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書は、神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から20日を経過した日までに行わなければならない。

(1) 神奈川県外国人看護師候補者就労支援実施報告書(第6号様式)

(2) 収支精算書又は収支を証する書類

(3) その他知事が必要と認めるもの

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次の表に定めるとおりとする。

財産の種類	期間
補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの期間
補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具	

(書類の整備等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を次により整備保管しなければならない。

- (1) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- (2) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前号に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する部数は 1 部とする。

(届出事項)

第 13 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

(委任)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 25 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

年度神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者氏名)

年度神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金について交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的及び内容
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
- 4 交付申請額の算出方法
- 5 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 その他必要な書類

第2号様式

事業計画・申請額明細書

施設名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出額 D							選定額 F	交付算定 基礎額 H	調整率 I	国庫補助 所要額 J	備考
					日本語習得支援事業			就労研修支援事業							
	円	円	円	円	円	人	円	円	か所	円		円	円		円
直接補助事業					117,000		0	461,000		0		0	0	1.0	0
					117,000		0	461,000		0		0	0	1.0	0
					117,000		0	461,000		0		0	0	1.0	0
間接補助事業					117,000		0	461,000		0		0	0	1.0	0
					117,000		0	461,000		0		0	0	1.0	0
					117,000		0	461,000		0		0	0	1.0	0
合計	0	0	0	0							0	0			0

(H)の額より少ない金額を交付算定基礎額とする場合は(I)欄に調整率を記載ください。なお、(H)欄と(J)欄の金額が同額になる場合は(I)欄に「1.0」と記載ください。

施設名	国名	研修 担当者	入国年度	候補者数	就労開始	研修内容（補助事業内容を必ず記入すること）		
						時間数/年度	日本語習得支援事業	就労研修支援事業
計施設		計名		計名				
	インドネシア							
	フィリピン							
	ベトナム							
	インドネシア							
	フィリピン							
	ベトナム							
	インドネシア							
	フィリピン							
	ベトナム							
	インドネシア							
	フィリピン							
	ベトナム							

第3号様式

年度候補者別研修計画

施設名	
研修者氏名	

到達目標				
実施計画月	日数	研修内容	指導者	使用教材等

実施計画月	日数	研 修 内 容	指 導 者	使用教材等

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支実績

第6号様式

神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業実施報告書

施設名	
候補者氏名	

実施月	日数	研修内容	指導者	使用教材等
実施結果総括				

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。